

【納付書の[申告計算結果]欄の転記元】

※ 説明には令和4年度版のシステムの画面と別表を使用しています。

※ 第6号様式や第6号の3様式で説明します。第6号様式や第6号様式の(その2)や(その3)の様式とは項番が異なるため、項番は省略して記載しています。  
また、法第72条の2第1項の第1号～第4号の複数に該当する事業を行う法人の場合は、各号で算定される各割の合計となります。

税目	[申告計算結果]欄 (転記先)	別表(画面) (転記元)
法人税割額	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき法人税割額]欄になります。 第6号様式の[この申告により納付すべき法人税割額]欄 - 均等割額に充当した見込納付額の残額(※) ※ [この申告により納付すべき法人税割額]欄の金額を上限に充当する</p> <p>(例)300,000円 - (315,000円(見込納付額) - 265,000円(この申告により納付すべき均等割額))(※) = 300,000円 - 50,000円(※) = 250,000円</p> <p><b>II 予定申告</b> 第6号の3様式の[この申告により納付すべき法人税割額]欄</p>	
均等割額	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき均等割額]欄になります。 第6号様式の[この申告により納付すべき均等割額]欄 - 第6号様式の[見込納付額]欄(※) ※ [この申告により納付すべき均等割額]欄の金額を上限に充当する</p> <p>(例)265,000円 - 265,000円(※) = 0円</p> <p><b>II 予定申告</b> 第6号の3様式の[均等割額]欄</p>	

  

税目等	申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分	<input checked="" type="radio"/> 別建表示 <input type="radio"/> 相殺表示	
法人税割額	250,000	250,000
均等割額		250,000
延滞金		300,000
計	250,000	250,000

  

差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	589,600
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	289,600
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	300,000
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円×⑰/⑱	⑲	530,000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑳	265,000
この申告により納付すべき均等割額 ⑲-⑳	㉑	265,000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+㉑	㉒	565,000
⑯のうち見込納付額	㉓	315,000
差引 ㉒-㉓	㉔	250,000

法人  
都道府県  
民税

【納付書の[申告計算結果]欄の転記元】

所得割額 ※法第72条の2第1項 第1号と第3号の 当割の合計	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき事業税額]の内訳の[所得割]欄になります。                  第6号様式の[この申告により納付すべき事業税額]欄の内訳の所得割 - 所得割の見込納付額(※)                  ※ メニュー502の[6号:事業税の税額計算基礎]WSの[見込納付額] - [所得割]欄の金額</p> <p>(例) 70,000円 - 50,000円                  = 20,000円</p> <p><b>II 予定申告</b>                  第6号の3様式の[所得割]欄</p>
付加価値割額 ※法第72条の2第1項 第1号、第3号、及び 第4号の当割の合計	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき事業税額]の内訳の[付加価値割]欄になります。                  第6号様式の[この申告により納付すべき事業税額]欄の内訳の付加価値割 - 付加価値割の見込納付額(※)                  ※ メニュー502の[6号:事業税の税額計算基礎]WSの[見込納付額] - [付加価値割]欄の金額</p> <p>(例) 70,000円 - 60,000円                  = 10,000円</p> <p><b>II 予定申告</b>                  第6号の3様式の[付加価値割]欄</p>
資本割額 ※法第72条の2第1項 第1号、第3号、及び 第4号の当割の合計	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき事業税額]の内訳の[資本割]欄になります。                  第6号様式の[この申告により納付すべき事業税額]欄の内訳の資本割 - 資本割の見込納付額(※)                  ※ メニュー502の[6号:事業税の税額計算基礎]WSの[見込納付額] - [資本割]欄の金額</p> <p>(例) 500,000円 - 450,000円                  = 50,000円</p> <p><b>II 予定申告</b>                  第6号の3様式の[資本割]欄</p>
収入割額 ※法第72条の2第1項 第2号、第3号、及び 第4号の当割の合計	<p><b>I 予定申告以外</b> ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき事業税額]の内訳の[収入割]欄になります。                  第6号様式の[この申告により納付すべき事業税額]欄の内訳の収入割 - 収入割の見込納付額(※)                  ※ メニュー502の[6号:事業税の税額計算基礎]WSの[見込納付額] - [収入割]欄の金額</p> <p>(例) 0円 - 0円                  = 0円</p> <p><b>II 予定申告</b>                  第6号の3様式の[収入割]欄</p>

法人事業税等

【納付書の[申告計算結果]欄の転記元】

特別法人事業税額

I 予定申告以外 ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき特別法人事業税額]欄になります。  
第6号様式の[この申告により納付すべき特別法人事業税額]欄 - 見込納付額

(例)100,000円 - 80,000円  
= 20,000円

II 予定申告  
第6号の3様式の[特別法人事業税額]欄

法人事業税等

事業税・特別注	各割額の税額表示区分	別建表示	相殺表示	合計事業税額 ③② + ③⑤ + ③⑦ + ③⑨ 又は ③③ + ③⑤ + ③⑦ + ③⑨ ④①	1,322,100
所得割額	05	20,000	20,000	70,000	
付加価値割額	06	10,000	10,000	90,000	
資本割額	07	50,000	50,000	70,000	
収入割額	08			60,000	
特別法人事業税額	09	20,000	20,000		
計	10	100,000	100,000		
				④②	
				④③	
				④④	682,100
				④⑤	
				④⑥	640,000
				④⑦	
				④⑧	700,000
				④⑨	
				④⑩	00
				④⑪	
				④⑫	800,000
				④⑬	
				④⑭	
				④⑮	
				④⑯	
				④⑰	
				④⑱	
				④⑲	
				④⑳	
				④㉑	
				④㉒	
				④㉓	
				④㉔	
				④㉕	
				④㉖	
				④㉗	
				④㉘	
				④㉙	
				④㉚	
				④㉛	
				④㉜	
				④㉝	
				④㉞	
				④㉟	
				④㊱	
				④㊲	
				④㊳	
				④㊴	
				④㊵	
				④㊶	
				④㊷	
				④㊸	
				④㊹	
				④㊺	
				④㊻	
				④㊼	
				④㊽	
				④㊾	
				④㊿	
				⑤①	
				⑤②	
				⑤③	
				⑤④	
				⑤⑤	
				⑤⑥	
				⑤⑦	
				⑤⑧	
				⑤⑨	
				⑤⑩	
				⑤⑪	
				⑤⑫	
				⑤⑬	
				⑤⑭	
				⑤⑮	
				⑤⑯	
				⑤⑰	
				⑤⑱	
				⑤⑲	
				⑤⑳	
				⑤㉑	
				⑤㉒	
				⑤㉓	
				⑤㉔	
				⑤㉕	
				⑤㉖	
				⑤㉗	
				⑤㉘	
				⑤㉙	
				⑤㉚	
				⑤㉛	
				⑤㉜	
				⑤㉝	
				⑤㉞	
				⑤㉟	
				⑤㊱	
				⑤㊲	
				⑤㊳	
				⑤㊴	
				⑤㊵	
				⑤㊶	
				⑤㊷	
				⑤㊸	
				⑤㊹	
				⑤㊺	
				⑤㊻	
				⑤㊼	
				⑤㊽	
				⑤㊾	
				⑤㊿	

  

摘要	課税標準	税率(1/100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額 ⑤③	兆 十億 百万 千 円 111,500	260	兆 十億 百万 千 円 289,900
収入割に係る特別法人事業税額 ⑤④	00		00
合計特別法人事業税額 (⑤③ + ⑤④) ⑤⑤			289,900
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ⑤⑥			289,900
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ⑤⑧	189,900		
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑤⑦ - ⑤⑥ - ⑤⑧ ⑥①	100,000		80,000
差引 ⑥②	200,000		

  

租税条約実施に係る控除額	見込納付額
所得割 50,000	所得割 50,000
付加価値割 60,000	付加価値割 60,000
資本割 450,000	資本割 450,000
収入割	収入割

【納付書の[申告計算結果]欄の転記元】

法人市町村民税

法人税割額	<p>I 予定申告以外 ※確定申告以外では見込納付額がないため、この申告により納付すべき法人税割額欄になります。 第20号様式の[この申告により納付すべき法人税割額]欄 - 均等割額に充当した見込納付額の残額(※) ※ [この申告により納付すべき法人税割額]欄の金額を上限に充当する</p> <p>(例)300,000円 - (300,000円(見込納付額) - 200,000円(この申告により納付すべき均等割額))(※) = 300,000円 - 10,000円(※) = 200,000円</p> <p>II 予定申告 第20号の3様式の[この申告により納付すべき法人税割額]欄</p>
均等割額	<p>I 予定申告以外 ※確定申告以外では見込納付額がないため、[この申告により納付すべき均等割額]欄になります。 第20号様式の[この申告により納付すべき均等割額]欄 - 第20号様式の[見込納付額]欄(※) ※ [この申告により納付すべき均等割額]欄の金額を上限に充当する</p> <p>(例)200,000円 - 200,000円(※) = 0円</p> <p>II 予定申告 第20号の3様式の[均等割額]欄</p>

税目等	申告計算結果	納付額					
各割額の税額表示区分	<input checked="" type="radio"/> 別建表示 <input type="radio"/> 相殺表示						
法人税割額	01 200,000	200,000	200,000	⑫			476,200
均等割額	02		300,000	⑬			176,200
延滞金	03		△100,000	⑭			
督促手数料	04		0	⑮			
合計額	05 200,000	200,000	200,000	⑯			
差引法人税割額				⑫			476,200
既に納付の確定した当期分の法人税割額				⑬			176,200
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				⑭			
この申告により納付すべき法人税割額				⑮			300,000
均等割額				⑯			
算定期間中において事務所等を有していた月数				⑰	12月	400,000円 × $\frac{⑰}{12}$	400,000
既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱			200,000
この申告により納付すべき均等割額				⑲			200,000
この申告により納付すべき市町村民税額				⑳			500,000
⑳のうち見込納付額				㉑			300,000
差引				㉒			200,000